

福祉部子ども未来局

議案第152号 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育
施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第152号 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育
施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

資料1ページをお願いします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、就学前の子どもに関する
教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正がなさ
れました。また、これに併せて、特定教育・保育施設及び特定地域型保
育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一
部改正がなされました。これに伴い、本市の基準条例を改正するもの
です。

改正内容は、第15条については、就学前の子どもに関する教育、保
育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が同条第10項
となることに伴って、条例中で引用する表記を「同条第11項」から「同

条10項」に改めるものです。

資料2ページをお願いします。

第36条については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に読み替え規定が追加されたことから、条例中で引用する表記に「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を追加するものです。

施行期日は、公布日からの施行を予定しています。

以上で、議案第152号の説明とさせていただきます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。